

定期積金（スーパー積金）

2020年 8月 3日 現在

1. 商品名（愛称）	・定期積金（愛称：スーパー積金）
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・6カ月以上5年以下
4. 預入（受入） (1) 預入（受入）方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻（受取）方法	・満期日以後に一括して支払います
6. 利息 (1) 適用利率(利率表示場所) (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・固定金利（預入時の店頭表示の利率（年利回り）を満期日まで適用します ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
7. 税金	・個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります （なお、マル優は利用できません） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります ・法人は総合課税になります
8. 中途解約の取扱い	・定期積金規定に基づき解約日までの期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに支払います ・中途解約利率 1年未満 普通預金利率 1年以上 約定利率×60% ただし、約定利率×60%が解約日の普通預金利率を下回る場合は普通預金利率を適用
9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	・個人の場合は「総合口座」の担保定期積金に組入れることができます ・満期日に、契約時に指定した普通預金等に振替入金することができます。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

<p>12 . 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話:0800-080-5100)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>13 . その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預入が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には、当初契約時の店頭表示の年利回り（1年を365日とする日割計算）の場合による遅延損害金を徴求します ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000万円までとその利息が保護されます）

定期積金（スーパー積金）